

令和7年第3回長久手市議会定例会
議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第54号	香流苑解体撤去工事変更契約の締結について	くらし文化部
議案第55号	長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定について	くらし文化部

令和7年第3回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順序	区分	氏名	
1	個人	田崎あきひさ 議員	9月10日(水) 5人
2	個人	富田えいじ 議員	
3	個人	山田けんたろう 議員	
4	個人	岡崎つよし 議員	
5	個人	野村弘 議員	
6	個人	水野勝康 議員	9月11日(木) 5人
7	個人	ささせ順子 議員	
8	個人	大島令子 議員	
9	個人	木村さゆり 議員	
10	個人	川合ともゆき 議員	
11	個人	なかじま和代 議員	9月12日(金) 5人
12	個人	わたなべさつ子 議員	
13	個人	伊藤真規子 議員	
14	個人	にしだ亮太 議員	
15	個人	おくだけんじ 議員	

令和7年第3回長久手市議会定例会

請　願　文　書　表

整理番号 及　び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請願者 及　び 紹介議員	審議 結果
第1号 7月30日		<p>件名 定数改善計画の早期策定・実施と 義務教育費国庫負担制度の堅持及び 拡充を求める請願</p> <p>要旨 定数改善計画の早期策定・実施と、 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元 にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について 意見書を提出すること。</p> <p>1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、 実施すること。</p> <p>2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1 へ復元すること。</p>	<p>請願者 愛知郡東郷町 [REDACTED]</p> <p>愛知地区教職員組合 執行委員長 [REDACTED] 他259名</p> <p>紹介議員 水野勝康 大島令子 なかじま和代 させ順子 山田けんたろう 野村 弘 田崎あきひさ</p>	

写

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和7年 7月 30日

長久手市議会議長

山田 かずひこ 殿

請願者 愛知郡東郷町 [REDACTED]

愛知地区教職員組合

執行委員長 [REDACTED]

紹介議員

れ野 勝康

大島 今子

259名の署名簿を添付

なかじま和代
ささせ順子

山田 けんたろう

野村 弘

西崎あきひさ



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請　願　趣　旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校三十五人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項について請願いたします。

請　願　事　項

一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。義務標準法の改正に伴い、本年度より小学校全学年において学級編制の標準が35人以下に引き下げられた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣宛

参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3. 市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかる経過について
2. 定数改善の経緯について
3. 義務教育費国庫負担制度にかかる経過について

資料 4. 2025年度愛教組定数重点要求

資料 5. 令和7年度予算の編成等に関する建議

(財政制度等審議会資料)

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

1兆5,807億円
1兆5,627億円



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい待遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた待遇改善を図る。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ・教職員定数の改善 + 170億円 (+ 7,653人) | ・教職員定数の自然減等 ▲192億円 (▲8,703人) |
| ・定年引上げに伴う特例定員の減等 ▲29億円 | ・教師の待遇改善 + 232億円 計 対前年度 180億円 |

学校の指導・運営体制の充実 + 7,653人

○ 小学校における教科担任制の拡充 + 2,160人

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進（※）
+ 1,750人
- ・新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進（※）
+ 410人

○ 生徒指導担当教師の全中学校への配置（※） + 1,380人

- ・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援

（※）4年間で計画的に改善

○ 多様化・複雑化する課題への対応 + 476人

- ・特別支援学校のセンター的機能の強化
- ・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
- ・チーム学校のための体制強化（主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善）

○ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人

- ・小学校における35人学級の推進（第6学年分） + 3,086人
※35人学級等の効果検証に必要な実証研究は令和4年度より実施しており、令和7年度中に取りまとめ予定。

（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化（9/10年目） + 551人

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途要求（11億円）【復興特別会計】

教師の待遇改善 + 232億円

○ 教職の重要性を踏まえた教師の待遇改善

- ・教職調整額の改善

学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による待遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。

（教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。）

○ 職務や勤務の状況に応じた待遇改善

- ・各種手当の改善

学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、待遇の改善を図る。

- 学級担任への加算：月額3,000円 ※義務教育等教員特別手当に加算
- 管理職手当の改善：支給水準の改善（月額5,000円～10,000円の増）

等

※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8年1月から3月までの3か月分を計上。

・新たな職の創設（R8.4～を予定）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。

※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い待遇とする（月額6,000円程度）。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)

令和7年度予算額
(前年度予算額)

1兆6,210億円
1兆5,627億円



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい待遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた待遇改善を図る。

- 教職員定数の改善 + 129億円 (+ 5,827人)
- 教師の待遇改善 + 34億円
- 教職員定数の自然減等 ▲195億円 (▲8,803人)
- 給与の見直し ▲11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。

対前年度 + 583億円

※待遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。(参考) 通年ベース 处遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実

+ 5,827人

○ 小学校における教科担任制の拡充 + 990人

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。
- また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。
- (4年間で計画的に改善(改善総数3,960人))

○ 中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人

- 急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。
- (4年間で計画的に改善(初年度の令和7年度は重点的に措置(改善総数2,640人)))

○ 多様化・複雑化する課題への対応 + 200人

- 特別支援学校のセンター的機能の強化
- 貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
- チーム学校のための体制強化

○ 35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人

- 小学校における35人学級の推進 (第6学年分) + 3,086人
- (学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- 通級や日本語指導等のための基礎定数化 (9/10年目) + 551人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途計上(11億円)【復興特別会計】

教師の待遇改善

+ 34億円

○ 教職の重要性を踏まえた教師の待遇改善

- 教職調整額の改善

学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による待遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。

(教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。)

○ 職務や勤務の状況に応じた待遇改善等

学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた待遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。

➤ 学級担任への加算：月額3,000円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等

○ 産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し

従来、臨時の任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。

- 新たな職の創設 (R8.4～を予定)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。

※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い待遇とする(月額6,000円程度)。

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかる経過について

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

<2024年3月>

2024年度政府予算が成立した。小学校高学年における教科担任制を1年前倒しで実施することになったものの、文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,910人の定数改善には届かなかった。

<2025年3月>

2025年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校における教科担任制の拡充や生徒指導担当教師の全中学校への配置拡充、35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増などのために概算要求に盛り込んだ7,653人の定数改善には届かなかった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、本年度より小学校全学年において学級編制の標準が35人以下に引き下げられた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善にむけた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2025年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。教員一人あたりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラスである」としている。こうした財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあるという考え方には、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることからも、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について (国による法改善の主な内容)

第1次計画（1959～1963）	学級編制基準を50人とする。	改善増34,000人
第2次計画（1964～1968）	学級編制基準を45人とする。	改善増61,683人
第3次計画（1969～1973）	4個学年による複式学級解消。	改善増28,532人
第4次計画（1974～1978）	3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化	改善増24,378人
第5次計画（1980～1991）	学級編制基準を40人とする。	改善増79,380人
第6次計画（1993～2000）	指導方法の改善のための定数措置	改善増30,400人
第7次計画（2001～2005）	教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置	改善増26,900人
第8次計画（2006～2010）	06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。 (2010) 少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。	改善増4,200人
新・定数改善計画（案）（2011～）	11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。 (2011) 小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置 (2012) 小学校第2学年の35入学級実現のための加配措置 学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増2,300人 改善増3,800人
新たな定数改善計画（案）（2013）	13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。 (2013) いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 (2014) 2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。 いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増1,800人 改善増1,800人
		改善増1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（2015）

2015年度からの10年間で31,800人の定数改善を示し、15概算要求に初年度2,760人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 1,500人

(2016)

2016年度からの9年間で28,100人の定数改善を示し、16概算要求に初年度3,040人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 1,525人

(2017)

2017年度からの10年間で29,760人の定数改善を示し、17概算要求に初年度3,060人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 1,868人

(2018)

2018年度からの9年間で22,755人の定数改善を示し、18概算要求に初年度3,415人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 2,465人

(2019)

2019年度からの8年間で18,910人の定数改善を示し、19概算要求に初年度2,615人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 2,240人

(2020)

20概算要求に1,920人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 2,437人

(2021)

21概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛りこまれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

等

改善増 1,810人

(2022)

22 概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置
小学校における35人学級の推進のための加配措置
東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23 概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校における35人学級の推進のための加配措置
小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置
教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2024)

24 概算要求に5, 910人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校高学年における教科担任制の強化のための加配措置
小学校における35人学級の推進のための加配措置
教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2025)

25 概算要求に7, 653人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。
小学校における教科担任制の拡充のための加配措置
中学校における生徒指導担当教師の配置拡充のための加配措置
多様化・複雑化する課題へ対応するための加配措置
35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増のための加配措置 等

3. 義務教育費国庫負担制度にかかる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問い合わせ、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

<2015年4月>	2015年度政府予算	義務教育費国庫負担金	38億円減
<2016年3月>	2016年度政府予算	義務教育費国庫負担金	13億円減
<2017年3月>	2017年度政府予算	義務教育費国庫負担金	22億円減
<2018年3月>	2018年度政府予算	義務教育費国庫負担金	20億円減
<2019年3月>	2019年度政府予算	義務教育費国庫負担金	27億円減

<2020年3月>

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するため21億円の増額措置となった。

<2021年3月>

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。

2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減

<2022年3月>

少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。

2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円減

<2023年3月>

小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。

2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増

<2024年3月>

小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。

2024年度政府予算 義務教育費国庫負担金 86億円増

<2025年3月>

小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充、多様化・複雑化する課題への対応、35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う教職員定数の改善などや、教職調整額の改善等の教師の待遇改善を図るために、義務教育費国庫負担金の増額がされた。

2025年度政府予算 義務教育費国庫負担金 180億円増

【国庫負担率3分の1による弊害】

国庫負担率が3分の1であることにより、残りの3分の2は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしなくてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2023年度、17の県・市で約34.0億円の義務教育費国庫負担金が返上された。(※教員未配置により、返上された県・市を含む)

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めていく。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2025年度愛教組定数重点要求

子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求める取り組みをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。

また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。

 - ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
 - ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。
- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。
- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。
 - (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
 - (4) 通級指導担当教員の配置を拡大すること。
 - (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
 - (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
 - (7) 特別支援学級編制基準を引き下げるなど、正規教員の配置を拡大すること。
 - (8) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
 - (9) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (10) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (11) キャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
 - (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
 - (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
 - (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
 - (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
 - (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
 - (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
 - (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和 7 年度予算の編成等に関する建議

令和 6 年 11 月 29 日
財政制度等審議会

5. 文教・科学技術

我が国の持続的発展のための鍵は人的資本である。この人的資本の高度化をもたらす文教分野や、変化の激しい国際競争を生き抜いていくための鍵となる科学技術分野の重要性は言うまでもない。他方で、予算を増やしさえすればこれらの分野の質の向上がもたらされるというわけではなく、予算配分の効果的なメリハリ付けや EBPM の観点からの分析が欠かせない。

また、少子化・人口減少が急速に進行する中、教育の質を維持・向上させていくためには、「働き方改革」の徹底、施設の統合、DX の推進、市町村を含む外部への委託等による効率化を今以上に進めていく必要がある。

こうした観点から、義務教育・高等教育・科学技術について提言を行う。

(1) 義務教育

① 学校業務の縮減

近年、義務教育を巡る社会情勢は大きく変化している。例えば、不登校やいじめの増加等により教員の業務がより困難となっている面があることに加え、保護者への対応や国・教育委員会からの事務作業等の負担が重なり、公立小・中学校教員の勤務環境の改善は急務となっている。教員の不満の背景ともなっているこうした勤務環境の問題は、「学校業務の内容」と「学校リソース」とのアンバランスにその原因の一つがあると考えられる。その改善には、まずは、負担感の大きい業務¹⁰⁶の抜本的な縮減を行った上で、縮減後の業務に見合う人材・給与の在り方について考える必要がある。〔資料II－5－1、2 参照〕

負担感の大きい業務の抜本的な縮減に際しては、以下が考えられる。

〔資料II－5－3 参照〕

¹⁰⁶ 負担感に比して教員が担う必要性が相対的に低い業務がある。なお、教員養成時からそのような業務について認識を広めることも必要との意見もある。

- ・ 学校や教員が担うべき業務を明確化した、いわゆる「3分類」¹⁰⁷の厳格化
- ・ 外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等の更なる縮減・首長部局や地域への移行
- ・ (教員の本務である授業等の時間はできる限り確保すべきであるが、上記を徹底した上で、) 学習指導要領の標準授業時数を上回っている授業等の時間を標準授業時数見合いで厳選

② 学校の人材配置

平成元年度（1989年度）以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数ほどには減少していない¹⁰⁸。また、教員1人当たりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラスとなっている。「日本は諸外国に比べ学級規模が大きい」との指摘があるが、これは特別支援学級¹⁰⁹を除いた通常学級だけを比較したものであり、特別支援学級を含めた学級規模は主要先進国並となっている。〔資料II-5-4、5参照〕

しかしながら、40年ぶりに勤務実態調査を行った平成18年度（2006年度）から、児童生徒当たりの「教員数」は増加したが、「時間外在校等時間」は減少していない。「教員数」の増ではなく、負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況である。〔資料II-5-6参照〕

EBPMの観点¹¹⁰から勤務実態調査の分析を見ると、教員増により学級規模を例えれば5人減少させた場合でも、小学校で1日2.4分、中学校で4.2分という僅かな在校等時間の減少にとどまると推計される。また、外部人材の配置によって、教員の在校等時間が有意に減少しているわけでもない。つまり、外部人材の配置を教員の業務の縮減につなげる実効的な

¹⁰⁷ 中央教育審議会の答申（平成31年（2019年）1月）において、「基本的には学校以外が担うべき業務」・「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」・「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」を分類。

¹⁰⁸ 令和5年度（2023年度）における教職員定数は、平成元年度（1989年度）の児童生徒当たりと同じだった場合の定数と比べて23万人増（1.5倍）となっている。

¹⁰⁹ 小中学校に置かれ、1学級当たり8人。

¹¹⁰ 「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」（文部科学省委託研究（令和6年（2024年）3月））

仕組みが必要である。〔資料Ⅱ－5－7、8参照〕

国庫補助のある外部人材の配置が増えているにもかかわらず教員の業務が減らない原因の一つとして、公立学校の設置管理者である市町村において、地方交付税の基準財政需要額に算定されている「市町村費負担事務職員」や「用務員」（用務主事）が十分に配置されていない¹¹¹ことが挙げられる。更なる教員増により、負担感の大きい業務を担ってもらうではなく、まずは、負担感の大きい業務そのものを抜本的に縮減するとともに、担い手として、市町村が「市町村費負担事務職員」や「用務員」（用務主事）を配置し、教員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減につなげるべきである。〔資料Ⅱ－5－9参照〕

③ 教員の給与

文部科学省からは、優れた教師人材の確保や教職の魅力向上のため、人材確保法¹¹²による待遇改善後の優遇分を超える水準となるよう、令和7年度予算において教職調整額の水準を4%から13%に引き上げる要求がなされている。〔資料Ⅱ－5－10参照〕

他方で、教員の給与に対する不満度は、会社員などと比べて著しく異なっているわけではない。教員の不満は、給与面よりも仕事と生活のバランスにあると考えられ、学校業務の抜本的縮減なくして、教員の給与を手当としても、教員の不満は改善しない可能性がある。〔資料Ⅱ－5－11、12参照〕

EBPMの観点から、教師人材確保にどのような要素が影響を与えるのかという分析を財務省主計局において行った。具体的には、「教員試験受験者数」を被説明変数とする計量分析を試行したところ、「民間初任給」や「教員の長時間労働に関する新聞報道数」については「教員試験受験者数」に有意にマイナスの影響を与える可能性が確認された一方で、「教員の初任給」については有意な影響は確認されなかった。〔資料Ⅱ－5－13参照〕

¹¹¹ 配置に必要な財源は手当てされているが、それを下回る配置実績となっている。

¹¹² 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（昭和四十九年法律第2号）

令和7年第3回長久手市議会定例会

請願文書表

整理番号 及 び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請願者 及 び 紹介議員	審議 結果
第2号 8月21日		<p>件名 障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願</p> <p>要旨 保育園は、働く保護者にとって欠かすことのできない社会的インフラであり、保護者が就労を希望する場合には、児童の障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず保育園に入所できるよう、共生の視点に立つて柔軟に制度を運用すること。</p> <p>1 障がい児保育における保育士配置基準の柔軟な見直しを行うこと 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき障がい児保育について検討すること 3 障がい児家庭の保育・療育の選択肢を広げる支援体制を構築すること</p>	<p>請願者 長久手市 [REDACTED] [REDACTED] 他7名</p> <p>紹介議員 なかじま和代 させ順子 田崎あきひさ 野村 弘 山田けんたろう 大島令子 富田えいじ</p>	

写

障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願書

令和7年8月21日

長久手市議会議長 山田かずひこ 様

請願者 住 所 長久手市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

[REDACTED] 他 7名

紹介議員

長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 サナセ 順子

長久手市議会議員 ハシタケアキヒサ

長久手市議会議員 郡村 弘

長久手市議会議員 山田けんたろう

長久手市議会議員 大島公子

長久手市議会議員 尾田えりい

1 請願趣旨

我が家の2歳の次男は、ダウン症候群という染色体異常による先天性疾患があり、心身の発達に遅れがあり、現在も歩行ができません。

長久手市では、肢体不自由児や、加配基準が2対1や1対1に相当する障がい児の保育園入所の前例があると伺っていたため、昨年度、復職を見据えて入園を希望し、相談を行いました。しかしながら、「3歳未満児クラスでは発達状況への対応が困難であること」「3歳未満児の障がい児保育や医療的ケア児の受け入れは行っていないこと」等を理由に、入所不承諾の通知を受けました。

育児休業は3歳の誕生日前日まで延長することができたため、次男は成長し、医療的ケアも不要となりました。そこで改めて、来年度4月からの3歳児クラスへの入園を希望し、再度相談を行いました。しかし、市からは「障がい児保育の加配基準(児童4人に対して保育士1人)でも対応が困難であること」「療育と保育は異なるものであり、療育が必要なお子さんは保育園ではなく療育施設に行っていただきたい」との説明を受けました。

療育の重要性は十分に理解しておりますが、市内の療育施設の利用時間は原



則9時～14時（就労等の事情がある場合でも15時まで）と短く、保育園と比べて明らかに機能に差があります。共働き家庭にとって、就労との両立は非常に難しいのが現状です。近隣市町では、障がいの有無や程度にかかわらず、保育の必要性が認められれば、入所を前提に柔軟な環境調整を行う自治体も多く見受けられます。

また、平成24年には、現市長が議会において、保育士配置基準の見直しについて質疑された記録も残っています。

にもかかわらず、長久手市では本年、「長久手市障がい児・加配児保育実施要綱」が改定され、基準が厳格化されたことにより、支援が必要な児童が保育園から排除されかねない運用となっており、大きな懸念を抱いています。

保育園を必要とする児童や家庭には、時間的猶予がありません。子どもは日々成長し、保護者の育児休業期間にも限りがあります。入所が不承諾となつた場合、その時点で、退職や雇用形態の変更といった重大な決断を迫られることがあります。仮に児童発達支援施設の通所先が見つかったとしても、その機能や運用時間の制限により、保育園に通えた場合と同様の働き方を継続することは非常に困難です。

もし、他の自治体の情報や国の方針を知らず、市の窓口で「お子さんの障がいや医療的ケアの状況では保育園への入所は難しい」と言っていたなら、私は我が子の障がいを理由に、保育園の入園を諦めていたかもしれません。共働きが一般的となった今、長久手市では、障がいのある子どもの母親（あるいは父親）が、仕事を諦めなければならないのでしょうか。

医療的ケア児・障がい児といった少人数の子どもたちは、特別な配慮を必要としますが、それゆえに支援が届きにくいのが現実です。しかし、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を目指すためには、長久手市の保育園でも、子どもたちが日常的に「自分とは違う他者」とともに育つ環境が保障されるべきだと考えます。

また、保育園は、働く保護者にとって欠かすことのできない社会的インフラです。長久手市においても、保護者が就労を希望する場合には、児童の障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず、保育園に入所できるよう、共生の視点に立った柔軟な制度運用がなされることを強く望みます。

2 請願事項

- (1) 障がい児保育における保育士配置基準の柔軟な見直しを行うこと
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき障がい児保育について検討すること
- (3) 障がい児家庭の保育・療育の選択肢を広げる支援体制を構築すること

令和7年第3回長久手市議会定例会
陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 8月20日		公共施設内での労組加入、政党 機関紙の勧誘等に関する調査及 び是正を求める陳情	愛知県名古屋市北区 [REDACTED] [REDACTED] 自治体職員をハラスメ ントから守る愛知県民 の会 代表 [REDACTED]	

写

令和7年8月20日

長久手市議会議長
山田 かずひこ様

〒462-0046 愛知県名古屋市北区

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会 代表 [REDACTED]

自治労と自治労連から国民を守る党
代表 [REDACTED]
事務局長 [REDACTED]

公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情

〈陳情理由〉

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、愛知県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、6市町村で採択されるなど大きな改善が見られました。

しかしながら、職員が望まない形で支出を行わざるを得ない事例は、政党機関紙に限らず、特定労働組合（例：自治労、自治労連）への加入・継続に関しても同様に報告されています。そこで今回は「自治労と自治労連から国民を守る党」と連名で陳情を行い、特定労組への加入・継続および政党機関紙の購読勧誘に関する二つの問題について、改善を強く求めるものです（添付資料参照）。

第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。

自治労、自治労連があわせて全国平均 70%以上の高い加入率（2023 年時点）を維持しているなど、長久手市では労働組合に 239 人が加入しているとの調査（厚労省 2023 年）があります。加入後は、給与の約 2%（平均月額 4000～6000 円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20 年在籍すれば約 120 万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。

しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。

加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。



第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国 33 自治体で調査が実施されましたが、平均して 57 % の管理職が「心理的圧を感じた」と回答しました。例えば、令和 6 年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の 79 % が「心理的圧を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続いている」との声があります。山形市調査（令和 7 年）では心理的圧力を受けて購読した 19 人のうち、18 人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか 1 人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85 もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和 2 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国 121 自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体にお願い申し上げます。

＜陳情項目＞

- ① 自治労、自治労連等の労働組合（職員組合）に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ② 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ③ 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。

職員団体（労働組合）への加入実態と課題

新任職員が組合加入を断るのは難しい 自治体職員の声より

職員の声と法的観点から考える自由な職場環境

地方公務員の労働組合への加入は完全に任意です

この事は地方公務員の基本的権利として法律・制度で保障されています。

地方公務員法の規定: 地方公務員は「職員団体（労働組合）を結成することもしないことも、加入することもしないことも自由」であり、組合加入を強制することは許されません。また、一旦加入しても脱退の自由が保障され、組合規約で脱退を禁止・制限することもできません。（地方公務員法第52条の解釈）

不当労働行為の禁止: 使用者（自治体）は労働組合への加入・非加入を理由に職員を差別してはならず、「組合に入らなければ昇任できない」「組合を抜けたら不利益を被る」などを示唆することは、労働組合法上の不当労働行為に当たります（公営企業職員等に直接適用、一般行政職員にも同趣旨が準用）。労働組合法第7条は、組合に加入しないことや脱退を雇用条件とする契約（黄犬契約）を禁じており、公務職場でも加入・脱退は本人の自由意志に委ねられています。

オープンショップ制: 民間企業では、新規雇用された従業員が一定期間内に労働組合に加入しなければならないユニオンショップ制が認められる場合がありますが、自治体職員は任意加入（オープンショップ制）であり、加入・非加入は完全に自由です。

自治体職員の声、実体験に基づく報告

本来、職員団体（労働組合）への加入・脱退は自由な個人の権利であるはずです。しかし現場からは、以下のような声が数多く寄せられています。

- ①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書にその場で署名・提出させられた」
- ②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝しはじめた」
- ③「脱退を申し出たが、中央委員会で不承認となり、脱退意志が拒否された」
- ④「採用当初、労働組合への加入はしませんでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐待に合い、不本意ながら加入してしまいました」
- ⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」
- ⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

これらの「職員の声」の詳細はこちら

<https://x.gd/wO7Pf>



私は給与からの組合費天引きに納得できず「辞めさせてほしい」と頼みましたが話がかみ合わず、辞められずに諦めた経験があります。自治労幹部が私を説得する際に、「組合に加入しないのは、人としておかしい」と人格否定され、とても嫌な思いをしました。

「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのさ。その果実を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」（自治労幹部の発言より）

出典：元自治体職員のブログ <https://toraimual.com/page14/bid-451799>

加入しない選択肢とその影響

観点	組合加入者	組合非加入者
昇進・異動	差なし	差なし
福利厚生	組合独自制度あり	利用不可
経済負担	毎月 4～6 千円 引き落とし	負担なし
活動負担	活動依頼がある	活動依頼なし
心理的圧力	圧力を受けにくい	圧力・孤立の可能性あり

職員アンケートによる実態把握の必要性

自治体内の職員の声を正しく把握し、公正で自由な職場環境を実現するためには、全職員を対象とした匿名・任意回答のアンケートによる客観的な実態調査が有効です。特に「本人の意思に反した加入・継続」を防止するため、以下の点を確認する必要があります。

- 入庁時に組合加入を勧められる際、活動内容・費用・任意加入であることが十分に説明されたか。
- 脱退の意思表示がしやすい環境が整っているか。職員への心理的圧力に当たるような引き止め説得がないか。
- 組合に所属しないことで、不利益や心理的圧力を受けていないか。

職員アンケートの実施例

実態把握の第一歩として
匿名アンケートの実施を提案します。

職員団体（労働組合）に関するアンケート（例）

- ① 職員団体（労働組合）に加入する際、活動内容や費用負担、加入・非加入は任意である点について説明を受けましたか？ 未加入の方は勧誘時の状況についてお答えください。
- はい（十分に説明があった） いいえ（説明が不十分、又はなかった）
 覚えていない 案内や勧誘を受けたことがない
- ② 毎月の組合費の支払いについて、どのように感じますか？
- 負担は感じない やや負担に感じる 強く負担に感じる わからない
- ③ 職員団体（労働組合）の活動で良いと感じたことをお答えください（複数回答可）
- 給与・待遇が良くなった 相談できる窓口がある 休暇や勤務時間が改善した
 職場環境が良くなかった 福利厚生を利用できた 交流や研修の機会があった
 特に良いと感じたことはない わからない
- ④ 職員団体（労働組合）の加入・活動に関する職場環境について、近いものを選んでください。
- 加入・非加入を自由に選べる雰囲気がある 加入を断りにくい雰囲気がある
 加入や活動に関する説明が不十分 わからない
- ⑤ 自由記述欄（労働組合や職場環境についてご意見や実体験など自由にお書きください）

（！）アンケート実施にあたっての留意事項

アンケートの目的は、職員の良好な職場環境を把握・改善することにあり、個人の組合加入・脱退状況や政治的信条を特定することがあってはなりません。そのため、すべて匿名で実施し、回答内容が個人や部署に結び付けられない形式とすることが不可欠です。

なお、2012年に大阪市が実施した職員アンケートでは、氏名・所属を記入させた記名式の形式で組合加入状況を把握できる内容を含んだため、大阪府労働委員会より「不当労働行為」に該当すると認定されました。

一方で、各自治体で近年実施されているハラスメント調査等では、任意回答・無記名方式や、電子申請システムを用いた完全匿名化などにより、適法かつ安全に実施されています。本アンケートにおいても同様の配慮を徹底することで、問題なく実施可能と考えられます。

自治労・自治労連の政治的立場と説明責任

自治労は日本労働組合総連合会（連合）に加盟し、立憲民主党と政策協定や推薦関係を結び、組織内候補を擁立・支援しています【自治労公式サイト】

自治労連は全国労働組合総連合（全労連）に加盟し、日本共産党と政策的に一致する課題（憲法改正反対、民営化反対など）を推進しています【自治労連公式サイト】

例えば自治労は、組合員に対し選挙で「組織内応援候補に一人一票以上を」と呼び掛けています。こうした政治活動や選挙活動への呼び掛けについては、新任職員が「労働組合加入・非加入」を判断する際に十分説明されるべきです。説明を欠けば、政治的中立性に疑惑が生まれたり、職員の思想・信条の自由を損なうおそれがあります。

参議院選挙における自治労・自治労連による選挙活動例

■自治労中央執行委員長「組合員は組織内候補へ一人一票以上を」

自治労公式ウェブサイトより https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th_san_result/

- 7月20日、第27回参議院議員選挙の投開票が行われ、自治労組織内の「岸まきこ」（立憲民主党）は、再度、比例代表の議席を確保することができた。
- 選挙区では、「吉田ただとも」（組織内／大分）、「森本しんじ」（政策協力／広島）は議席を獲得し、「富永あけみ」（組織内／佐賀）は議席獲得に至らなかったものの、国政の場に組織内・政策協力議員を送り出し自治労の政治的影響力を一定維持できた。
- 参議院選挙は、まさに組織力、結集力が問われる選挙戦であり、「組合員1人1票以上」との基本目標を掲げ取り組みを展開した。
- 「中道・リベラル」勢力の拡大にむけ、尽力していく決意であり、単組・県本部、組合員の皆さんとのより一層の結集をお願いする。

■京都自治労連委員長「共産党と共産党候補にぜひ支援を」

日本共産党公式ホームページより https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504_04_0.html

- 日本共産党の井上さとし参院比例候補と、倉林明子京都選挙区候補は4日朝、京都府庁前と京都市役所前で、出勤する自治体職員らに支援をよびかけました。
- 京都自治労連の福島功委員長は、倉林候補が公務災害認定に尽力したことなどを強調し「公務・公共拡充を掲げる共産党と倉林候補にぜひ支援を」と語りました。

資料作成：自治労と自治労連から国民を守る党

事務局長 小澤正人 電話番号 090-5116-7678

E-mail: bwizoz1975@gmail.com URL: <https://j-j-j-j.com/>

お気軽にお問合せください

※本資料PDFは右QRコードから
ダウンロード頂けます。



《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情等採択85自治体、調査実施33自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧を感じた」

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケート
の結果と分析（2～6頁）

討議資料②

庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ
各自治体・議会対応（7～10頁）

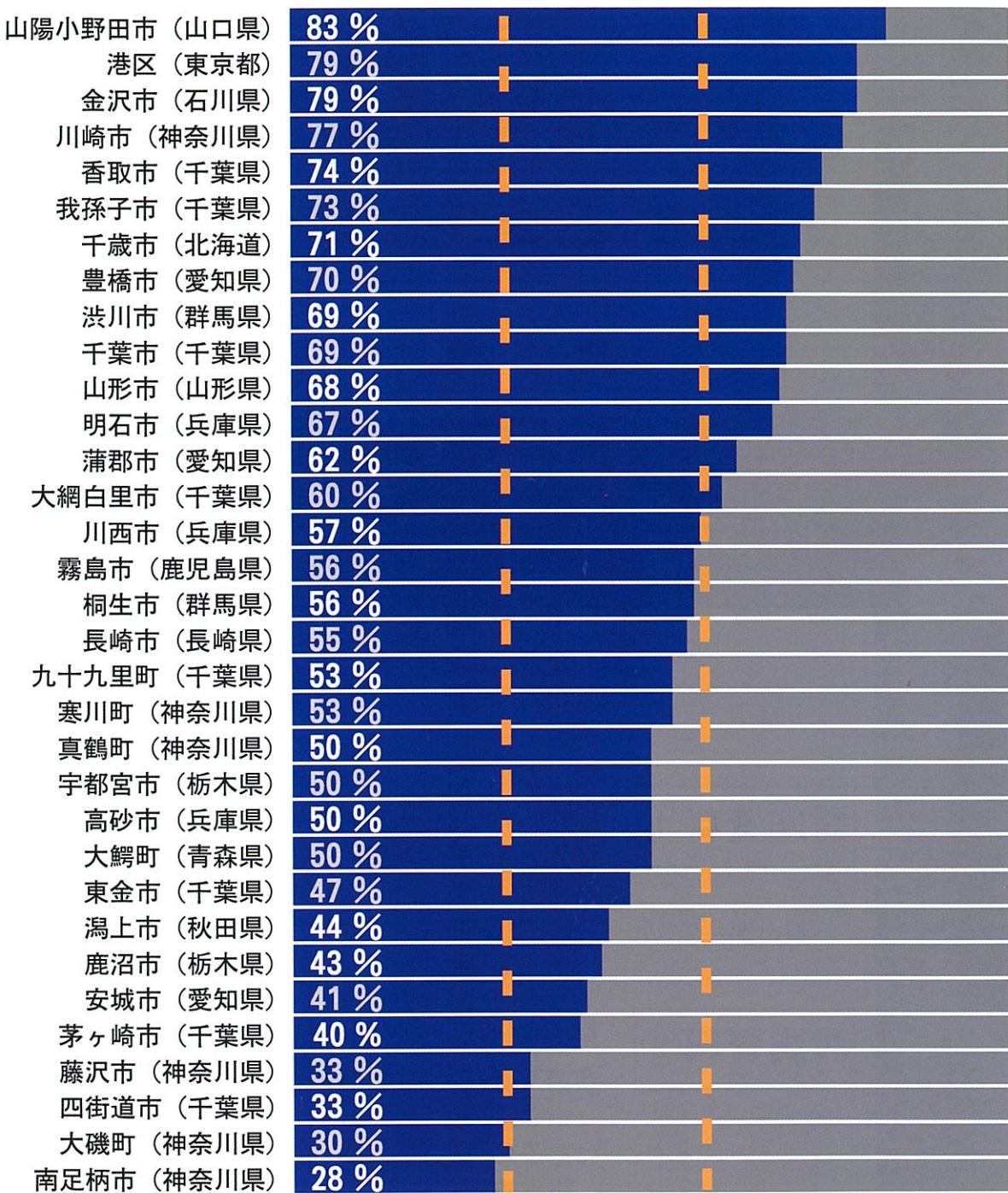
討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念す
る報道 及び 住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧を感じた」割合

33自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧を感じた」



ほぼ3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも33の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧を感じていた」。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」と感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



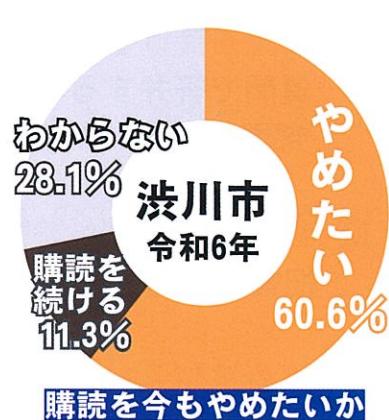
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものをお掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しがにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。



山形市では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している（した）全ての機関紙について、契約行為を行った（1紙のみ購読の場合を含む）	購読している（した）全ての機関紙について、契約行為を行ったことはない（1紙のみ購読の場合を含む）	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった。また、契約期間が定められていたと答えた職員は0人だった。心理的圧力をうけて購読したもの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他（自由記述）となっていた。他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。** 管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないか、と考える管理職もいる。
- ② **勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。** 議員が人事異動をいちはやく把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる。** 議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場。** 私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

板橋区

区職員及び議員に対するハラスメントに関するアンケート調査 令和6年10月実施(区職員348人が回答)より職員の声抜粋

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が [] 議員から私費で新聞「[]」の購入を強いられている。
金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考え
る。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定される
ため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反
論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。
また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民
から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考え
る。

[] の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにし
ろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。こ
れまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではな
く、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

[] のさんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意
という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。
また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

[] は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費を感じていた。
- ▶購買しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に關するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

●千葉市（千葉県）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区議会議員から政党機関紙の勧誘を受けたことがありますか。

ある 61人 ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

部長級 0人 課長級 30人 係長級 27人 その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

購読した。 44人 購読したが、現在は購読していない。 11人 購読を断った。 6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

感じた。 48人 感じなかつた。 13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見	回答数	意見数	政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの調査結果について
1	個人情報や秘匿情報の保護の観点から、自由に勧誘等に応じない、集金や配達をすることは是正すべき。 説明をやめたいと思っているが、言い出せやらざられないので、説明をやめたいと思います。	12	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	政党機関紙の庁舎内勧誘行為について、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の 令和6年新1回地区議会選挙において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の 実態調査を求める請願（議題6第2号。以下「本件請願」といいます。）が 採択されました。本件請願の趣旨は、職員が行方不明であるかどうか、 説明を断ることや断捨離することは、心理的な負担が大きいため、職員が行方不明であるかどうか、 職員に寄り添った調査を実施し、仮に心理的な圧力を覺えたことがある職員 がいた場合は、適切な対応を求めるものです。
2	説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。	8	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3	説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。 説明をやめたいと思うことは、心理的な負担が大きい。	7	7 7 7 7 7 7 7	3 3 3 3 3 3 3
4	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その後は個別に申し込むようにして欲しい。 今後の議会対応への影響や開催日程の悪化を懸念し、購読を断るかかった。	6	6 6	2 (1) 目的 本件請願が採択されたことを踏まえ、公務の中立性、公正性等の観点から、政 党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため。
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その後は個別に申し込むようにして欲しい。	6	6	6 6
6	今後の議会対応への影響や開催日程の悪化を懸念し、購読を断るかかった。	6	6	6 6

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならぬものと定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として、地方公共団体の措置義務が根柢の一つとなっているものと考えられます。

別添2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

（図表）総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

＜関連法案、厚生労働省指針＞

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

滋賀県 湖南市議会における決議文（令和7年6月議会）

公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議

近年、全国各市区町村の公共施設内で政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることや、特に議員等に勧誘されたことで「購読しなければならない、断りにくい」といった心理的圧力を感じている職員の存在等が問題になっている。

中には、庁舎内での政党機関紙勧誘に対し調査や自粛等を求めた陳情を議会が採択した自治体や、庁舎内での政党機関紙をはじめとした物品に絡む勧誘などの行為を禁止した自治体も存在する。

令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点等からも庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられ、この流れは今後も全国的に進んでいくものと考えられる。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内等で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然である。政党機関紙の購読自体は個人の自由であり制限されるべきものではないが、公共施設の敷地内においては、政治的中立性・公平性・公正性への疑義を持たれぬよう努めることが当然必要である。

このような背景を踏まえ、湖南市においても、公共施設内の政党機関紙の勧誘等に関する現状の把握とルールを明確にし、公共施設内の政治的中立性を守っていただくとともに、購読を望まない職員が意に反して新規に契約したり現在の契約を継続することのない環境作りを行うことを強く求め、下記事項についてここに決議する。

記

1. 市職員の政党機関紙各紙の購読状況や勧誘実態について調査すること。
2. 調査の際は、勧誘等の際に議員等からの圧力や心理的強制について疑われる事例がないか、職員に寄り添った内容や方法で行うこと。
3. 問題があった場合は、調査結果の公開及び是正処置等の対応や指導を行うこと。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年6月現在
121自治体

ハラスメント防止条例の事例の一つとして、千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議會議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。**その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘／購読の強要」の訴えがあった。**

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくださいました。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

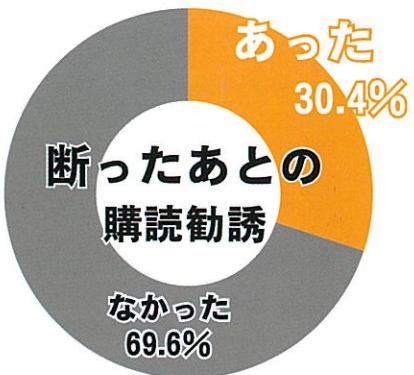
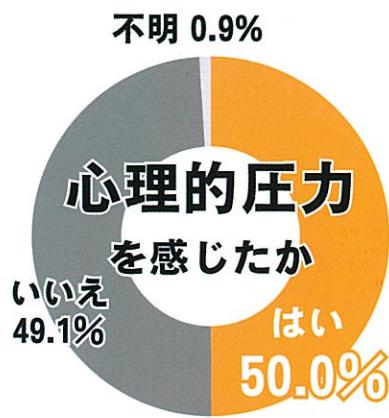
柏市長 太田和美

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧を感じた」割合等

図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職 228名 回答 175名（回答率 76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
結果：市議会議員等から勧誘を受けたと 93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧を感じた。圧力の内容は、（購読を断つたら）「今後の業務に支障が出るかもしれない」と感じた」が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を

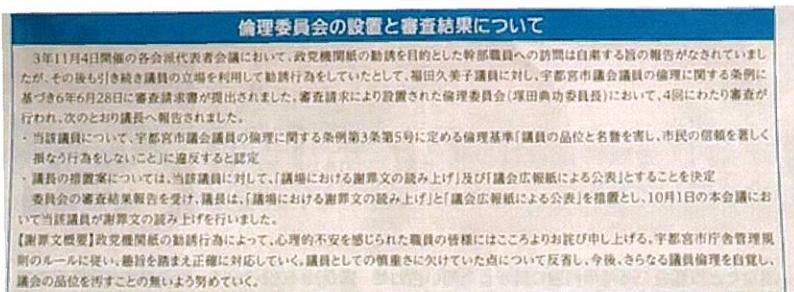


調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪



政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げる

の会員では、日本共産党を掲載する結果とし、市議会に受けた謝罪文を明確に責任とするとして、市議会に発行した。十ヶ月間、市議会に会員として子謝報へ議議

【自治体事例】横浜市と熊本市の行政対応

横浜市(神奈川県)

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないよう、引き続き周知していきます。

政党機関紙の営業・勧誘行為は
庁舎管理規則の禁止事項と明示

熊本市(熊本県)

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

・ 基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙（赤旗）の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」、「議員による政党機関紙（赤旗）の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
 - 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
 - 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

序 舎内での政党機関紙勧誘・配布・集金は、
舎管理規則により、許可申請が必須と確認。ま
た、議員による勧誘は、職員アンケートで、議
員から職員への勧誘活動はやめてほしいとの
訴えが複数あつたことから、議員による勧誘の申
請は許可しないことを確認。[○]

政党機関紙パワハラ勧誘を懸念するメディア報道

共同通信令和4年12月5日

渋川市議職員への営業禁止 パワハラ対策で市会 県内12市で初

渋川市議会は、議員の立場を利用した市職員への営業行為をすべて禁止すると発表した。金銭の支払いを伴う勧誘が該当する。政党機関紙の勧誘・配布が行われているようだとの指摘をうけ、アンケートを実施した。

地方議員による政党機関紙購読勧誘への主な対応	
宮城県	県議による口利き事件をきっかけに購読勧誘問題が浮上。県議会で「行為規範」作りが進んでいる
千葉市	過去に勧誘を受けた管理職の約7割が「心理的圧を感じた」とアンケートに回答。市長が議長に配慮を求める、議長が「職員の自由意思を尊重する」とする文書を提出
金沢市	2019年に課長補佐以上にアンケートを実施し、約8割が「心理的圧を感じた」と回答。16～20年、配慮を求める市長名の文書を毎年、議長に提出
香川県	県として全職員に確認しておらず、共同通信のアンケートに答えられない
福岡市	職員からの相談や意見を複数確認
熊本市	17年のアンケートで職員12人が「勧誘をやめるよう組織として対応してほしい」などと要望。18年、庁舎内での議員による勧誘を許可しない通知

*共同通信のアンケート、取材による

地方議員が自治体の職員に政党機関紙の購読を半ば強要する行為が全国で問題になっていると報道。「断れる雰囲気ではない」「みんな心の中ではやめたいと思っているはずだ」職員の声を掲載。主要自治体にアンケート実施。

■1都3県「しんぶん赤旗」公費購読 埼玉が最多51部で都庁上回る
政治的中立性で疑問も（令和7年7月28日）

■千葉・四街道市の幹部職員、庁舎で政党機関紙「現職市議から勧誘」4割、「圧力感じた」も（令和7年3月11日）

■千葉・銚子市議会、政党機関紙勧誘「禁止」で市当局に対応求める 8月18日期限（令和7年2月3日）

■政党機関紙の勧誘「受けた」6割が「圧力感じた」 議会に対応検討依頼 千葉・大綱白里（令和6年12月15日）

- 庁舎内で政党機関紙の購読勧誘制止を 千葉の複数の市町議会で陳情採択（令和6年10月7日）
- 議員が市役所内で政党機関紙の勧誘しないよう求める陳情を採択

■他、HANADA、WiLL、政経東北等の月刊誌などでも問題点や職員の声が掲載されている

府舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情・請願・決議を採択した議会（85自治体）

北海道	■ 千歳市 ■ 釧路市		■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大綱白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町	長野県	■ 岡谷市
青森県	■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町			岐阜県	■ 中津川市
岩手県	■ 滝沢市	千葉県			
秋田県	■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 鴻上郡 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村		■ 港区 ※請願 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市	愛知県	■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
山形県	■ 山形市 ■ 寒河江市	東京都		滋賀県	■ 湖南市 ※議会決議
福島県	■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村			大阪府	■ 大阪狭山市
栃木県	■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町		■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村	兵庫県	■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
群馬県	■ 沼田市 ■ 甘楽町			岡山県	■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町
埼玉県	■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町	神奈川県		熊本県	■ 荒尾市
				鹿児島県	■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市

陳情等が採択された85議会のうち、近年3年間で採択されたのが79議会にのぼります。令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点から、府舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられます。

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

事務局長 佐々木一也 電話番号 03-4446-9348

E-mail: contact@renrakukai.net URL:https://renrakukai.net/

※本資料PDFは右QRコードからダウンロード頂けます。



令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 8 月 29 日(金)午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 監査結果について
- 3 繼続費精算報告書について
- 4 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 5 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- 6 尾張土地開発公社経営状況について
- 7 和解について
- 8 議案説明員について
- 9 議員派遣の結果について

第 4 認定第 1 号令和 6 年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第 7 号
令和 6 年度長久手市下水道事業会計決算認定についてまで
(議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告)

第 5 議案第 47 号令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）から議案第
55 号長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の
指定についてまで
(議案の上程、提案者の説明)

第 6 同意案第 3 号長久手市教育委員会の委員の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和7年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月1日(月)午前10時開議

第1 諸般の報告

　請願の提出について

第2 諸般の報告に対する質疑

第3 請願第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

（請願の上程、紹介議員の説明）

第4 請願第2号障がい児保育における保育士配置基準の見直し等に関する請願

（請願の上程、紹介議員の説明）

第5 認定第1号から認定第7号まで及び議案第47号から議案第55号まで並びに請願第1号及び請願第2号

（議案等に対する質疑、委員会付託）

令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 10 日(水)午前 9 時 30 分開議

第 1 一般質問

(個人質問)

田崎 あきひさ 議員

富田 えいじ 議員

山田けんたろう 議員

岡崎 つよし 議員

野 村 弘 議員

令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 9 月 11 日（木）午前 9 時 30 分開議

第 1 一般質問

（個人質問）

水野 勝 康 議員

ささせ 順子 議員

大島 令子 議員

木村 さゆり 議員

川合 ともゆき 議員

令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 7 年 9 月 12 日(金)午前 9 時 30 分開議

第 1 一般質問

(個人質問)

なかじま和代 議員

わたなべさつ子 議員

伊藤真規子 議員

にしだ亮太 議員

おくだけんじ 議員

令和 7 年第 3 回長久手市議会定例会議事日程（第 6 号）

令和 7 年 9 月 24 日(水)午前 10 時開議

第 1 諸般の報告

議員派遣の結果について

第 2 認定第 1 号から認定第 7 号まで及び議案第 47 号から議案第 55 号まで並びに請願第 1 号及び請願第 2 号

(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

委員会付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号 件 名

議案第 54 号 香流苑解体撤去工事変更契約の締結について

議案第 55 号 長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定について

令和7年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和7年11月25日～12月15日 21日間)

日 次	月 日	曜日	開 催 時 間	摘 要
第1日	11月 25日	火	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月 26日	水	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	11月 27日	木		休 会
第4日	11月 28日	金	午前9時30分	常任委員会
第5日	11月 29日	土		休 会
第6日	11月 30日	日		休 会
第7日	12月 1日	月	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月 2日	火		予 備 日
第9日	12月 3日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第10日	12月 4日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第11日	12月 5日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第12日	12月 6日	土		休 会
第13日	12月 7日	日		休 会
第14日	12月 8日	月		予 備 日
第15日	12月 9日	火	午前9時30分	予算決算委員会
第16日	12月 10日	水		予 備 日
第17日	12月 11日	木	午前10時	議会運営委員会
第18日	12月 12日	金		休 会
第19日	12月 13日	土		休 会
第20日	12月 14日	日		休 会
第21日	12月 15日	月	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

11月 7日(金) 午前10時 議会運営委員会

11月13日(木) 午前8時30分から午後5時まで 及び 11月14日(金) 午前8時30分から正午まで
一般質問通告受付

11月14日(金) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月19日(水) 午前10時 議会運営委員会